

B / C 事案の今後の取組について（案）

1 これまでの取組状況

昨年11月に公表された、昭和48年に行われた「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査結果において、B分類（16事案）及びC分類（21事案）とされた事案については、「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」（平成15年12月16日閣議決定。以下「閣議決定」という。）に基づき、環境省において、積極的な情報収集を行うとともに、必要に応じて、地下水等の環境調査を行うこととされている。

環境省としては、これを受け、これまで、関係各地方公共団体の御協力を得ながら、各事案について、現地における調査を含めた積極的な情報収集等に取り組んできたが、その調査の現在の進捗状況として、新たに判明した事実と今後の調査の課題を中間的にまとめれば、（別表）のとおりである。

2 今後の取組方針

（1）追加的な情報収集

（別表）において、これまで収集した情報を集約した上で、各事案ごとに、不足する情報や今後重点的に調査すべきポイント等を「今後の調査の課題」欄に示したが、今年度内に調査結果を取りまとめることを目途にして、引き続き、環境省において、関係各省庁及び関係地方公共団体等の協力を得て、こうした課題を踏まえながら追加的な情報収集を実施することとする。

（2）地下水調査等

閣議決定において環境省が行うこととされているB / C分類とされた事案に関する地下水調査については、次の方針で実施することとする。

これまでの情報収集の結果、重点的な地下水調査が必要とされる事案については、5月14日の総合調査検討会で決定された「分類Aの事案（寒川、平塚、習志野）に係る環境調査方法について」において示された地下水調査の方針を参考にして、重点的な調査を実施する。

一方、上記以外の事案については、

- ・万一、毒ガス弾等が存在した場合における暴露の可能性
- ・地元地方公共団体や住民の意向

等を総合的に勘案して、各事案について調査をする地区を選定した上で、念のため安全性を確認するという観点からの調査を実施する方向で関係地方公共団体と調整する。

各事案についての地下水調査の方針については、(別表)の「今後の調査の課題」欄において示しているとおりであり、今後、当該方針に従い、関係地方公共団体と連携し、遅くとも16年度内には調査結果を得られるよう、各事案ごとに具体的な調査実施計画を策定する。

その他、情報収集の過程で新たに判明した事実等によっては、必要に応じて、地下水調査以外にも、被害の未然防止のための所要の対応を検討していくこととする。

なお、地元地方公共団体において、自主的な地下水調査を実施する場合については、環境省において行う調査と適切な連携を図りながら、効率的に実施するものとする。

(3) 今後のスケジュール

上記情報収集及び地下水調査等の結果を踏まえ、B/C事案全体について、遅くとも16年度内に、最終的な評価を得ることとする。

なお、今後、B/C事案に係る検討を進めるに当たり、必要がある場合においては、当検討会の委員より、適宜、助言を得ることとする。

(別表) B / C 事案に係る調査の現状と今後の課題 (案)

1. これまでの調査に基づき重点的な地下水調査が必要とされる事案

No	事案	事案の概要	追加調査により判明した事実	今後の調査の課題
1	北海道 1 - 6 留萌市の事案 C	終戦時に、陸軍兵器補給廠保有の毒ガス(くしゃみ剤貨車約5輛分)を廃坑内に詰め、爆破処理したとの証言がある。	埋設したとされる場所に関する新たな情報が寄せられ、埋設したとされる場所を一定範囲に絞り込んだ。	埋設したとされる場所の特定に向けたさらなる情報の収集が必要である。 重点的な地下水調査を実施。
2	茨城県 8 - 1 水戸市の事案 C	終戦時に、練兵場内の塹壕に毒ガス(催涙ガスらしきもの)を埋めたとの匿名の情報がある。 昭和20年8月に練兵場で教育用イペリットなど少量を焼却したとの記録がある。	現地調査により、埋設したとされる場所を一定範囲に絞り込むことができた。 埋設したとされる場所の近郊に井戸が17箇所程度あることが判明。	埋設情報の信憑性を確認するための新たな情報・証言の収集が必要である。 埋設したとされる場所の絞り込みのための地歴情報の追加収集が必要である。 重点的な地下水調査を実施。
3	群馬県 10 - 1 榛東村の事案 B	終戦時に、毒ガス弾が入った弾薬箱30箱程度を予備士官学校のガス庫から演習地へ運搬し、壕に埋設したとの証言がある。	証言内容についての知見を有する可能性がある関係者(終戦時予備士官学校に在籍)が判明。	毒ガス弾等を埋設したとされる場所の特定に向け、さらに証言者や新たな関係者からの証言聴取等が必要である。 重点的な地下水調査を実施。
4	千葉県 12 - 6 千葉市の事案 B	昭和37年に旧陸軍演習場跡地でイペリット弾9発が発見され、そのうち1発で2名が被災し、8発は処理された。 昭和45年に旧陸軍防空学校跡地からイペリット缶数個が発見され処理された。	終戦時に陸軍習志野学校に所属していた初年兵から「終戦時に演習場で迫撃弾を迫撃砲12門で処理した」との証言が得られた。 また、同初年兵から、「上官から聞いた話では、イペリット、ルイサイトを含む3,000発を処分すると聞いた」との証言が得られた。 演習場跡地では不発弾が発見されることがあるが、左記以外に毒ガス弾発見の記録はない。 陸軍防空学校には、「化学戦資材庫」が存在していたとの記録がある。 旧陸軍防空学校跡地は、戦後、広く土地改変が行われている。	証言の信憑性の確認及び処理したとされる場所の特定に向けたさらなる情報の収集が必要である。 重点的な地下水調査を実施。
5	東京都 13 - 1 新宿区の事案 C	第6陸軍技術研究所が存在し、終戦まで毒ガス弾等の研究・開発が行われていた。終戦時に、イペリット・ルイサイト・青酸を計0.1t保有していたとの証言がある。毒ガスは、米軍に引き渡したとする記録と、研究所内で除毒・中和・焼却等により廃棄したと	第6陸軍技術研究所には、毒ガス弾等の開発に使用した「爆発井」が存在していたことが資料から判明。因果関係は不明だが、平成4年頃にその付近の土壤に触れた住民が手に異常を訴えたとの情報がある。 同研究所跡地近くに飲用水を汲み上げる井戸が存在し、団地に給水していることが判明。	「爆発井」、「毒物廃棄井」に係る証言や地歴等の追加情報の収集が必要である。 重点的な地下水調査を実施。

		<p>の証言がある。また、同研究所内には、「毒物廃棄井」が存在したとする記録がある。</p> <p>昭和30年7月に新宿区大久保百人町でイペリットとルイサイトの缶12本が発見されたが、その処理方法は不明とする記録がある。</p>	<p>同研究所跡地は、戦後から土地改変が行われており、現在、裸地は殆ど存在していない。「毒物廃棄井」の場所は証言によってほぼ特定できた。</p>	<p>イペリット・ルイサイト缶の発見に係る証言等の追加情報の収集が必要である。</p>
6	神奈川県14-7 横須賀市の事案C	<p>終戦時に、特別陸戦隊が保有するイペリット缶を山中に埋設したとの証言がある。</p> <p>横須賀海軍軍需部には、塩化アセトフェノンが52.5t存在していた。また、くしゃみ剤の型薬缶が約30,000個貯蔵されていたが、昭和20年9月2日以前に海中投棄されたものと推定される。</p> <p>第2海軍航空廠には、60kg爆弾・70kg爆弾・30kg爆弾の総計で4,801発存在していたとの記録がある。</p> <p>戦後、旧横須賀海軍砲術学校の防空壕内に各々着色した液体が入ったガラス筒3本が入ったアルミのケースが100~200個置いてあったとの証言がある。</p>	<p>特別陸戦隊に係る事案については、証言者に行方不明の証言をいただいた。イペリット缶を埋設した現地を調査した結果、公園付近ではないかとの証言を得ている。</p>	<p>特別陸戦隊に係る事案については、埋設場所特定のため、地歴調査や地域住民から当時の状況に関する情報収集が必要である。</p> <p>特別陸戦隊に係る事案については、重点的な地下水調査を実施。</p> <p>横須賀海軍軍需部、第2海軍航空廠、旧横須賀海軍砲術学校の各事案については、地域を特定するため地歴等の情報収集が必要である。</p> <p>横須賀海軍軍需部、第2海軍航空廠、旧横須賀海軍砲術学校の各事案については、念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。</p>
7	新潟県15-1 五泉市の事案C	<p>戦時中、第6陸軍技術研究所五泉分室が存在しており、終戦当日に敷地内にガラス瓶等を埋設したとされる。</p> <p>戦後、川に捨てられた缶を開けた子供が被害を受けたとされる。</p>	<p>第6陸軍技術研究所五泉分室跡地には、建物が建っている。また、同地区は井戸水を併用していることが判明。</p> <p>子供が被災した事案については、後日、米軍がドラム缶に穴を開け、焼却したとの情報があった。</p>	<p>埋設物内容を確認するためのさらなる情報の収集が必要である。</p> <p>重点的な地下水調査を実施。</p>
8	静岡県22-1 浜名湖周辺の事案C	<p>終戦時、三方原陸軍教導飛行団が浜名湖にイペリット・ルイサイト缶を投棄した。浜名湖周辺では缶の発見・被災事案がある。昭和25年に掃海が行われ、引き揚げられた缶は遠州灘に再投棄されたが、同湖周辺ではその後も発見事案が存在している。</p> <p>昭和21年頃に、漂着した毒ガス入</p>	<p>現地調査により、埋設したとされる場所を一定範</p>	<p>三方原陸軍教導飛行団に係る毒ガス弾等についての保有・廃棄情報の収集が必要である。</p> <p>重点的な地下水調査を実施。</p>

		<p>りと思われるドラム缶を山林に穴を掘って埋設したとの証言がある。</p> <p>昭和22年に、湖から引き揚げられた毒ガス缶を山中に横向きに埋設したとの証言がある。</p> <p>昭和25年に、旧軍の毒ガス入りと思われるドラム缶を松林内に埋設している現場を目撃したとの証言がある。</p>	<p>囲に特定できることを確認。</p>	
9	<p>広島県34-2 大久野島の事案 C</p>	<p>戦時中、毒ガス等の製造が行なわれていた。終戦後、島内に残存する毒ガス等や周辺各地から集積された毒ガス弾等は、占領軍指揮下で海洋投棄された。また、一部の毒ガス等は焼却及び埋没処理された。製造設備も占領軍指揮下で焼却・海洋投棄された。</p> <p>戦後、島内からあか筒やイペリット缶が発見され、処理された事案が存在する。また、島内の汚染土壌についても処理が行われている。</p>	<p>現在、島内で使用されている飲用水は、全て島外から供給されている。</p>	<p>毒ガス弾等の処理情報に係る証言や地歴等の追加情報の収集が必要である。</p> <p>重点的な地下水調査を実施。</p>

2. その他の事案

No	事案	事案の概要	追加調査により判明した事実	今後の調査の課題
1	北海道1-1 千歳市の事案 B	<p>終戦時に第41海軍航空廠千歳工場にイペリット爆弾217発が保有されていた。</p> <p>終戦後、旧軍の各航空廠にあったイペリット爆弾は米軍の監督指揮により海上投棄されたといわれている。</p> <p>昭和30年に米軍千歳キャンプで集積弾薬を自衛隊へ引き渡し作業中、集積所から掘り出した空ボンベの残液のびらん性ガスにより作業員が被災した。</p>	<p>第41海軍航空廠跡は、現在航空自衛隊千歳基地及び平和地区の自衛隊官舎に相当する。周辺の井戸は500mの範囲で1カ所あるが飲用井戸ではない。</p> <p>米軍千歳キャンプは、現在陸上自衛隊東千歳駐屯地の東側にあたる。</p>	<p>毒ガス弾等の保有や処理情報に係る証言や地歴等の追加情報の収集が必要である。</p> <p>被災状況に係る新たな情報収集が必要である。</p> <p>念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。</p>
2	北海道1-2 美幌町の事案 B	<p>終戦時に第41海軍航空廠美幌分廠にはイペリット爆弾と通常爆弾の総計で1,060発が保有されていた。</p> <p>終戦後、旧軍の各航空廠にあったイペリット爆弾は米軍の監督指揮により海上投棄されたといわれている。</p> <p>同分廠に保有していたイペリット爆弾と通常弾は、旧軍により網走沖及び屈斜路湖に遺棄したとの証言がある。</p>	<p>第41海軍航空廠美幌分廠は、現在の陸上自衛隊美幌駐屯地に相当するという証言を得た。</p> <p>同分廠跡に近接する集落で井戸を使用しているのは3軒ある。</p>	<p>同分廠西側の地下壕の場所の特定に向けた情報の収集が必要である。</p> <p>毒ガス弾等の保有や処理情報に係る証言や地歴等の追加情報の収集が必要である。</p> <p>念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。</p>
3	北海道1-7 根室市の事案 C	<p>北海道根室市の崖下2箇所の横穴式弾薬庫に、毒ガス弾を保有していたとの証言がある。</p>	<p>左記の証言者に改めて聴取したところ、根室市の横穴式弾薬庫は、戦時中、防空壕として使用され、爆弾類は弾薬庫前の土地に野積みされていたとの証言が得られた。</p> <p>根室空襲後、爆弾類は市内4カ所に分散され、戦後、米軍により処理が行われたとの証言がある。</p> <p>横穴式弾薬庫は、戦後、埋め戻し工事が実施された。</p>	<p>米軍の処理に係る新たな情報の収集が必要である。</p> <p>念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。</p>
4	北海道1-14 札幌市の事案 C	<p>終戦時、札幌市内には北海道陸軍兵器補給廠厚別弾薬庫があり、毒ガス弾等が保有されていた。</p> <p>第6陸軍技術研究所札幌研究室では、毒ガスの研究が行なわれていた。</p> <p>昭和52年に道立工業試験場からホスゲン容器1個、毒ガスアンプル6個</p>	<p>厚別弾薬庫の毒ガスは旧日本軍によって昭和20年8月に全て搬出された。</p> <p>厚別弾薬庫付近は、戦後、土地改変が行われ、大規模な商業施設となっている。周辺には井戸が存在する。</p> <p>昭和52年に発見されたホスゲン容器、毒ガスアンプルは、道立工業試験場の引っ越し時に旧施設で</p>	<p>厚別弾薬庫については、埋設したとされる場所の特定及び埋設物の内容に係る情報の収集が必要である。</p> <p>第6陸軍技術研究所札幌研究室については、場所の特定に向けた情報の収集が必要である。</p>

		が発見され、自衛隊が処理。	発見されたものである、という証言が得られた。	念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。
5	青森県 2 - 2 むつ市の事案 B	青森県には海軍大湊警備府があり、大湊地区には、2,000発から3,000発の毒ガス弾が保有されており、終戦後に陸奥湾に海洋投棄された。戦後、陸奥湾周辺で毒ガス弾の発見・被災事件が多発した。 終戦前後、むつ市大曲地区の海岸に中身不明のドラム缶数10本を埋設したとの証言がある。	諸情報を精査すると、毒ガス弾の保有数は、2,000発から4,000発の可能性があると考えられる。	毒ガス弾等の保管場所・処理に係る新たな情報や証言者の発掘が必要である。 ドラム缶の埋設証言に係る新たな情報や証言者の発掘が必要である。 念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。
6	宮城県 4 - 1 女川町の事案 B	昭和52年に地元のレジャーダイバーが爆弾を発見し、自衛隊が調査した結果、米軍の300ポンド爆弾に形状が似ていた。引揚げ後、黄色泡状のガスが噴出し始め刺激臭が混合していたため、木箱にコンクリート詰めにして、建設中の岸壁付近の土中に埋められた。	当時の新聞報道によると発見された弾は、コンクリート詰めにした後、横須賀に移送予定とあるが、同記事には搬出実施に係る記述はなかった。 新たに、自衛隊が同弾を陸路で町外に搬出したという証言と、海路で町外に搬出したという証言が存在する。 女川町は、戦中、海軍の基地があり、空襲を2度受けている。	発見された爆弾の内容や処理に係る新たな情報や証言者の発掘が必要である。 念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。
7	福島県 7 - 1 いわき市の事案 C	終戦時、いわき市内には相模海軍工廠錦分廠が存在し、塩化アセトフェンを35～39トン保有していた。これらは米軍によって海洋投棄されたとのことだが、投棄海域は特定されていない。	錦分廠の跡地は現在民間企業の敷地内にあり、当時の建物は現在も利用されており、一面舗装されている。 終戦時、民間企業は海軍のフェニル亜硫酸130トンの払い下げを受け、農薬の原料として使用し、県下に販売したとされるが、詳細は不明。 民間企業が工場内の2本の井戸水の塩化アセトフェンの検出調査を行った結果、非検出であった。	毒ガス剤等の処理に係るさらなる情報の収集が必要である。 念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。
8	群馬県 10 - 2 沼田市の事案 B	沼田市には毒ガスの研究を行う第六陸軍技術研究所赤城分室があった。 沼田市には毒ガス部隊である迫撃第1連隊があり、赤城演習場では毒ガスをを用いた演習が行われた。	終戦当時の赤城分室の研究実態は不明である。現在跡地には保育園、特別養護老人施設がある。また、当時の敷地の一部を関越自動車道が横断しており、その建設時に文化財の発掘調査が行われたが、調査地点からは毒ガス弾は発見されていない。周辺には湧水が存在する。 元迫撃第1連隊関係者は、兵舎内で毒ガス弾等は取り扱っておらず、昭和20年1月には部隊は残っていなかったと証言している。 元迫撃第1連隊跡地は、公共施設、学校、住宅になっている。周辺には井戸はない。 現在赤城演習場跡地は農地等になっており、南端	終戦当時の赤城分室の研究実態に係る情報の収集が必要である。 念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。

		<p>沼田陸軍病院にも毒ガス関連機材があり、終戦時に処分されたとの情報がある。</p> <p>沼田市の山中に旧軍が作った毒ガスをドラム缶につめて埋設したという話をある人から聞いたことがあるとの証言が寄せられている。また、沼田市内に毒ガス工場があり、終戦後、山中にドラム缶を埋設したという話を聞いたことがあるとの証言が寄せられている。</p>	<p>には運動公園がある。演習場跡地には井戸はないが、周辺には井戸及び湧水が存在する。</p> <p>旧沼田陸軍病院は、現在医療機関になっている。これまでに立て替えが行われている。</p>	<p>間接情報であるため、埋設実施者等に係る直接的な情報の収集が必要である。</p>
9	埼玉県11-1 さいたま市の事案C	<p>終戦時、さいたま市内には第6陸軍技術研究所与野研究所があり、青酸の合成を研究していた。</p>	<p>第6陸軍技術研究所与野研究所の跡地は現在、民有地と県の用地であることが推察された。</p>	<p>場所の特定に向けた情報を収集する必要。</p> <p>念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。</p>
10	神奈川県14-3 湯河原町の事案C	<p>終戦まで湯河原には第6陸軍技術研究所湯河原出張所が存在し、毒ガスの動物実験や毒物管理・治療法の研究を行っていた。</p> <p>終戦時、第6陸軍技術研究所湯河原出張所には、イペリット・ルイサイトの鉄瓶20個・ドラム缶30本を保有していたが、その若干を海中投棄し、大部分は第6陸軍技術研究所本部に搬送したとされる証言がある。</p> <p>終戦時、第6陸軍技術研究所湯河原出張所は相模沖に鉄製容器7～8本を投棄したとされる証言がある。</p> <p>父親が軍隊で毒ガスを研究しており、米軍到着前にホスゲンやイペリットを湯河原沖に投棄したと聞いたとされる証言がある。</p> <p>終戦後、第6陸軍技術研究所湯河原出張所付近の廃材に触れて被災し、同所の軍医からイペリットによる被害だと告げられたとされる証言がある。</p>	<p>終戦後、民間企業より町が敷地を購入し、診療所の移設等を経て、その後現在は公園・保育園等になっている。</p> <p>被災者への聴取により、湯河原駅近くの建設会社に置いてあった第6陸軍技術研究所湯河原出張所のものと言われる廃材に座り被災し、治療を受けた元軍医から「イペリットによるもの」と告げられた旨を父から聞いたとの証言が得られたが事実関係は確認できていない。</p> <p>旧第6陸軍技術研究所湯河原出張所付近における水道の普及率はほぼ100%に近い。</p>	<p>第6陸軍技術研究所湯河原出張所における終戦時の毒ガスの同出張所からの搬出に係る事実関係確認のため情報の収集が必要である。</p> <p>念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。</p>
11	神奈川県14-4	<p>終戦時に、第2海軍航空廠（厚木）では毒ガス爆弾が保有されており、厚木</p>	<p>第2海軍航空廠厚木補給工場は、神奈川県高座郡綾瀬村に存在したとの資料がある。</p>	<p>同事案に係る場所情報が不足しており、地域の絞り込みのため情報の収集が必要</p>

	第2海軍航空廠(厚木)の事案C	補給工場は、神奈川県高座郡、神奈川県厚木にあったという記載がある。終戦後、旧軍の各航空廠にあったイペリット爆弾は米軍の監督指揮により海上投棄されたといわれている。		である。 毒ガス弾等の保有や処理情報に係る証言や地歴等の追加情報の収集が必要である。 念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。
1 2	神奈川県14-8 逗子市の事案B	終戦時に横須賀海軍軍需部の久木1号倉庫には、「手投催涙弾甲」大4,000発・「手投催涙弾甲」小6,000発・「催涙筐」25個を保有していた。	横須賀海軍軍需部跡(久木・池子倉庫)は、戦後、米軍池子弾薬庫となり、その後米軍住宅及び関連施設となっており、一部は地元に戻還されているが久木1号倉庫の場所は特定されていない。	久木1号倉庫の場所の特定のため、新たな情報の収集が必要である。 横須賀海軍軍需部に係る戦中からの地歴情報の収集が必要である。 念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。
1 3	神奈川県14-9 茅ヶ崎市の事案C	神奈川県茅ヶ崎市には、昭和58年6月2日に学校敷地内の工事現場から催涙手投げ弾等が発見され、自衛隊によって処理が行われた事案がある。	学校史に戦時中の毒ガス隊及び昭和58年の毒ガス発見について記載されている。 隣接する施設の関係者の証言によると、「兵隊が毒ガスを埋めていった」との伝聞情報があり、同伝聞情報は毒ガス弾等の発見場所にほぼ一致する。	毒ガス発見時の工事関係者の探索及び事情聴取が必要である。 隣接する施設を含めた地歴情報の追加的な収集が必要である。 念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。
1 4	神奈川県14-11 横浜市の事案C	終戦時、横浜市内には第2海軍航空廠瀬谷工場があり、イペリット爆弾等の大量保有情報が複数あるが、保有量が一致していない。なお、保有先を池子・瀬谷としている資料もある。いずれも廃棄に係る情報は記されていない。 昭和37年7月に、日吉でイペリットボンベ1本が発見され、自衛隊が調査した。	横浜市瀬谷には、横須賀海軍軍需部瀬谷火薬庫と第2海軍航空廠瀬谷補給工場が存在しており、現在は米軍の上瀬谷通信施設や農地になっている。	毒ガス弾等の保有や処理情報に係る証言や地歴等の追加情報の収集が必要である。 念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。 日吉に係る事案についての証言や地歴等の追加情報の収集が必要である。
1 5	富山県16-1 高岡市の事案C	終戦時、高岡市内の民間工場内には第6陸軍技術研究所高岡出張所が存在し、毒物製造の合理化の研究が行われ、イペリットや青酸の生産が行われていた。 終戦後、第6陸軍技術研究所高岡出張所は、イペリットを演習場で焼却処分した。 終戦後、第6陸軍技術研究所高岡出張所は、横の川に青酸を水で希釈して流した。	第6陸軍技術研究所高岡出張所が存在した民間工場の建物は、現在も使用されている。工場には井戸があるが、現在使用されていない。 イペリットを焼却した演習場は、戦後、農地として開発され、大規模な土地造成・土地改良が行われている。 青酸を流した河川の多くの範囲は、戦後、改修工事が行われている。	広大な土地の改変が行われ、場所の特定が困難であるが、イペリットを焼却した場所の特定に向けた情報収集の継続が必要である。 念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。
1 6	静岡県22-3 浜松市の事案B	浜松市には、三方原陸軍教導飛行団と第3陸軍航空技術研究所三方原出張所が存在していた。終戦時に、三方原	「三方原飛行部隊」が終戦時に都田村・引佐郡中川村・引佐郡三方原村に存在していたとの記録がある。	三方原陸軍教導飛行団及び第3陸軍航空技術研究所三方原出張所の毒ガスの保有場所や処理に係る情報の収集と証言者

		<p>陸軍教導飛行団が保有していたイペリット缶 80 本・ルイサイト缶 20 本を浜名湖へ投棄したという証言と、さらに同飛行団付近の溝に毒ガスを流したとの情報がある。また、第3陸軍航空技術研究所三方原出張所は終戦時にイペリット缶 1 本を埋設したとの証言がある。</p> <p>昭和 51 年に浜松市初生町で工事中にイペリット缶 1 本が発見され、被災者が発生した。</p>	<p>第3陸軍航空技術研究所三方原出張所が昭和 20 年 7 月 1 日現在引佐郡気賀町西気賀に存在していたとの記録がある。</p> <p>三方原陸軍教導飛行団の毒ガス弾等は、浜名湖への投棄前には、静岡県浜名郡神久呂村（現浜松市）の浜松陸軍飛行学校毒瓦斯格納庫に格納されていたとの記録がある。</p> <p>昭和 51 年に浜松市初生町でイペリット缶が発見された際に発見場所周辺の道路で幅 8 m、長さ 30 m について探査調査が実施された。</p> <p>昭和 38 年 6 月 21 日に、浜松市海老塚でイペリット容器 2 本が発見され、自衛隊が現場で除染処理したとの記録がある。</p>	<p>の発掘及び地歴等の調査が必要である。</p> <p>浜松市海老塚でのイペリット容器発見場所等についての情報の収集が必要である。</p> <p>念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。</p>
17	大阪府 27 - 1 河内長野市の事案 B	<p>河内長野市内の池で、昭和 20 年 8 月 20 日頃に堺市からの陸軍の輜重部隊が 10 数本のドラム缶を池に投棄したり、池の周辺に埋設した。</p> <p>昭和 20 年 9 月に住民が池に浮かぶ缶を開けて用水路に流したので、大人 1 名子供 2 名が体に無数の水泡を発生し、大人は死亡した。</p> <p>昭和 23 年 8 月に池に缶を投棄した元軍人が判明し、内容物はイペリットとルイサイトと判明。同年 10 月に米軍が池から缶を引き揚げ、焼却・爆破・埋没処理したが、池周辺の埋設地点まで調査したかどうかは不明。</p>	<p>池は春から秋に農業に使用するので、冬から春は満水、夏から秋は濁水状態である。池の最深部は約 2.8 m。池の周辺は、7カ所の井戸が確認されているが、飲用はしていない。</p> <p>池の周囲は、ほぼ全域に渡って護岸工事が行われている。</p> <p>回収された容器 10 本のうち、約半数は空き缶であった。米軍が回収した缶は形状から旧軍の 100 kg イペリット容器と判断される。</p>	<p>埋設したとされる場所の特定及び米軍による処理状況に係る更なる情報収集が必要である。</p> <p>念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。</p>
18	兵庫県 28 - 2 洲本市の事案 C	<p>終戦時に由良砲台の反対側の山の横穴に毒ガス弾等が保有されており、進駐軍が埋設処理することになったとの話を同僚から聞いたとの証言がある。</p> <p>終戦直後に要塞施設の解体や弾薬類の搬出に従事した地元住民は、毒ガス弾等はなかったと証言している。</p>	<p>終戦時に洲本市由良地区から約 1 km の場所に旧陸軍の小佐毘弾薬本庫があり、平屋の火薬庫と洞窟式の火薬庫（清涼火薬庫）が存在していたが、毒ガス弾等に係る情報は得られていない。</p>	<p>毒ガス弾等の保有や処理情報に係る証言や地歴等の追加情報の収集が必要である。</p> <p>地域を特定するために周辺地域を含めた情報の収集が必要である。</p> <p>念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。</p>
19	奈良県 29 - 1 奈良県内の事案 B	<p>終戦直後、三方原陸軍教導飛行団の三方原西部派遣隊が奈良県内の寺院の池に毒イペリット缶 10 本を投棄したとの記述がある。</p>	<p>当初投棄されたと考えられた池は非常に小さいので、同池への毒ガス缶の投棄の可能性は低いと思われる。</p> <p>同事案に係る地域には複数の寺院や池が存在する。</p>	<p>イペリット缶の投棄に係る情報等の収集が必要である。</p> <p>地域を特定するために周辺地域を含めた情報の収集が必要である。</p>

2 0	岡山県 3 3 - 1 岡山市の事案 B	<p>終戦時に広島陸軍兵器補給廠三軒屋填薬所には、あか筒が保有されていた。戦後、海没のためにあか筒を搬出したとされるが保有数量を搬出量が上回っている。現在は、陸上自衛隊三軒屋駐屯地となっている。</p> <p>広島陸軍兵器補給廠岡山分廠には、あか筒及びきい剤容器が保有されていた。戦後、あか筒は海没されたとあるがきい剤容器の廃棄等の情報は無い。現在は、大部分が教育施設となっている。</p>	<p>三軒屋填薬所は、戦後、米軍に接收されていた。また、接收解除後、引き揚げ者の施設として利用されていた時期もある。</p> <p>三軒屋填薬所は終戦後、所長以下所用の人員が残務整理に残り、在庫品はいったん進駐軍に引き渡し、填薬弾その他危険品は瀬戸内海に投棄したとの記録があるが、毒ガス弾等に係る記述はない。</p> <p>岡山分廠の弾薬庫跡は、戦後、教育施設の敷地になり、現在はグランドや更地となっている。</p> <p>岡山分廠の火薬類、小銃等は、戦後、米軍下士官指揮の下に宇野港に送り、瀬戸内海に投棄処分したとの記録があるが、毒ガス弾等に係る記述はない。</p> <p>岡山分廠跡地周辺では、5カ所の井戸が確認されている。岡山県によれば、これらの井戸について同県・岡山市が実施した水質調査の結果、有機ヒ素、硫黄マスタード等の毒ガス成分は検出されていない。</p>	<p>念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。</p> <p>三軒屋填薬所における毒ガス弾等の処理に係る新たな情報収集が必要である。</p> <p>岡山分廠における毒ガス弾等の処理に係る新たな情報収集やきい剤容器に係る情報収集が必要である。</p> <p>岡山分廠に係る教育施設の地歴調査が必要である。</p> <p>念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。</p>
2 1	広島県 3 4 - 4 阿波島の事案 B	<p>終戦時、阿波島には広島陸軍兵器補給廠忠海分廠が存在し、各種あか筒 8 9 , 5 0 4 本が保有されていた。阿波島の毒物は戦後米軍の指示で大久野島に移送されたとの情報がある。</p> <p>終戦後、同島の砂浜でちび弾を焼却処分したとの証言がある。</p> <p>終戦後、島内の退避壕（たこつぼ）にあか筒入りの木製の木箱 5 0 ~ 6 0 箱を埋設したとされる証言がある。</p> <p>終戦後、米軍の指示で同島の沖合に干潮時にあか筒を埋設したとの証言がある。</p>	<p>元阿波島出張所責任者によれば、たこつぼに埋設したのは、発煙筒か何か危険性の軽いものを処理したのではないかと証言している。</p>	<p>同島に上陸して現況を確認する必要がある。</p> <p>毒ガス弾等の阿波島から大久野島への移送を確認する情報や同島での処理に係る情報の収集が必要である。</p> <p>念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。</p>
2 2	広島県 3 4 - 5 東広島市の事案 B	<p>終戦時、広島陸軍兵器補給廠と第 1 1 海軍航空廠には毒ガス弾等が大量に保有されていた。</p> <p>終戦後、旧軍の各航空廠にあったイペリット爆弾は米軍の監督指揮により海上投棄されたとされている。</p>	<p>広島陸軍兵器補給廠は、戦後米軍に接收された後、国鉄用地等に転用され、現在は民間工場や調整池になっている。</p> <p>戦後毒ガス弾は、第 1 1 海軍航空廠から大久野島へ搬出されたとの記録がある。</p>	<p>広島陸軍兵器補給廠に係る毒ガス弾等の処理についての情報収集が必要である。</p> <p>第 1 1 海軍航空廠に係る毒ガス弾等の保有や処理情報に係る証言や地歴等の追加情報の収集が必要である。</p> <p>念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。</p>

23	広島県34-6 第11海軍航空 廠(呉)の事案 B	第11海軍航空廠(呉)では、昭和20年に、ガス爆弾およびイペリット爆弾を大量に保有したとの記録がある。終戦後、旧軍の各航空廠にあったイペリット爆弾は米軍の監督指揮により海上投棄されたといわれている。	第11海軍航空廠(呉)跡地については、場所は絞り込めているが、終戦時における毒ガス弾等の保管場所は特定されていない。	第11海軍航空廠(呉)に係る毒ガス弾等の保有や処理情報に係る証言や地歴等の追加情報の収集が必要である。 念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。
24	山口県35-1 C 周防灘(大嶺) の事案	終戦時、広島陸軍補給廠大嶺常駐班には毒ガス弾が保有されていた。関係者の証言によれば、戦後、山口県美祢市大嶺の旧陸軍広島兵器補給廠大嶺分廠跡からトラックでこれらを運び出し、次いで鉄道で宇部港へ運ばれ、船に積み替えて周防灘(宇部沖)に海洋投棄された。作業は米軍の指揮・監視下のもとに行われ、期間は昭和20年末の2ヶ月程度であった。	大嶺には、複数の坑道が存在している。そのうち、中央坑では、地下工場を建設するために地下室を掘削中に終戦を迎えた。また、トロコトネルでは、ガソリン等の燃料を貯蔵したとの証言記録がある。	大嶺の各坑について情報を整理し、毒ガス弾等を完全に搬出した旨を確認する新たな情報の収集が必要である。 念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。
25	福岡県40-5 陸軍造兵廠曾根 製造所(北九州 市)の事案 C	東京第2陸軍造兵廠曾根兵器製造所では、大久野島で生産された毒ガスを砲弾や爆弾に充填する作業が行われた。保有した毒ガス類の全てを占領前に海中投棄したとする情報がある一方、占領軍の指揮下で海中投棄したとの情報もある。 現在は、陸上自衛隊小倉駐屯地曾根訓練所となっている。	陸上自衛隊曾根訓練所内では、旧軍時から存在するため池や井戸、弾薬庫跡が確認された。	海中投棄等の処理に関するさらなる情報の収集が必要である。 念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。
26	福岡県40-6 小倉陸軍造兵廠 (北九州市)の 事案 C	昭和20年10月に、小倉陸軍造兵廠には、催涙筒60本が存在していた。 終戦時、小倉陸軍兵器補給廠にあか弾が50,000発保有されていた。 小倉陸軍兵器補給廠長浜倉庫にきい弾が80,000発保有されていた。	小倉陸軍造兵廠跡地については、場所は絞り込めているが、終戦時における毒ガス弾等の保管場所は特定されていない。 小倉陸軍兵器補給廠跡地については、場所は絞り込めているが、終戦時における毒ガス弾等の保管場所は特定されていない。	小倉陸軍造兵廠及び小倉陸軍兵器補給廠に係る毒ガス弾等の保有や処理情報に関する証言や地歴等の追加情報の収集が費用である。 小倉陸軍兵器補給廠長浜倉庫の場所の特定に向けた情報の収集が必要である。 念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。
27	長崎県42-1 佐世保市の事案 C	終戦時、第21海軍航空廠には60kgイペリット爆弾5,000発の保有されていたとの情報がある。 終戦後、旧軍の各航空廠にあったイペリット爆弾は米軍の監督指揮により	第21海軍航空廠及び佐世保海軍軍需部跡地については、一部地歴情報が確認されているが、終戦時における毒ガス弾等の保管場所は特定されていない。	毒ガス弾等の保有や処理情報に係る証言や地歴等の追加情報の収集が必要である。

		海上投棄されたといわれている。 佐世保海軍軍需部に催涙筒200個・手投涙弾28,828個の保有情報がある。		念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。
28	大分県44-1別府湾周辺の事案B	<p>大分市の第12海軍航空廠は60kg一発爆弾(イペリット)を2,351発保有していたとの記録がある。毒ガス弾は、旧軍及び米軍指揮により別府湾に投棄されたとの情報がある。</p> <p>大分県玖珠郡九重町では、国鉄久大線旧宮原トンネルに第12海軍航空廠大分工場のイペリット鉄ガメ1,800個(90t)が保有されていたが、戦後、進駐軍の命令により豊後水道に投棄したとの証言がある。</p> <p>大分県耶馬溪では、60kgイペリット爆弾約5,000発が保有していたとの記録がある。</p> <p>大分県玖珠郡のトンネル内には、60kgイペリット爆弾を600発保有していたとの記録がある。</p> <p>湯布院近くに60kgイペリット爆弾を4,400発保有していたとの証言がある。</p> <p>終戦後、旧軍の各航空廠にあったイペリット爆弾は米軍の監督指揮により海上投棄されたといわれている。</p>	<p>大分市内の第12海軍航空廠の本廠跡地は現在、教育施設や住宅等になっているが市内には他に航空廠の施設が点在しており、毒ガス弾の保有場所は不明である。</p> <p>大分県玖珠郡九重町の国鉄旧宮原線は、廃線となり、現在は自動車道路等として利用されている。</p> <p>久大線沿線宝泉寺付近(大分県玖珠郡)に保管されていた毒ガス弾を第12海軍航空廠に移送し、終戦後別府湾に投棄したとの情報がある。</p> <p>久大線天神山の西庄内村猪野トンネルに保管されていた毒ガス弾は終戦後大分市に移送されたが、搬出作業時に作業者が被災したとの情報がある。</p>	<p>第12海軍航空廠に係る毒ガス弾等の保有や処理情報に係る証言や地歴等の追加情報の収集が必要である。</p> <p>玖珠郡九重町の国鉄久大線旧宮原トンネルの事案については、地域を特定するために周辺地域を含めた情報の収集が必要である。</p> <p>耶馬溪・玖珠郡・湯布院近くの事案については、地域を特定するために周辺地域を含めた情報の収集が必要である。</p> <p>念のために安全性を確認するための地下水調査の実施を検討。</p>